

【一宮市】育休カバー手当の創設

取り組み情報

取組の内容

- 男性職員の育休取得率は年々上昇するものの、残される職員への配慮からか、短期間の取得にとどまっている。
- 気兼ねなく長期間の育児休業を取得できるように、また、残された職員には負担感を軽減して前向きな気持ちで業務にあたってもらえるように、育児休業職員の業務をカバーした職員に対する手当を創設。

関連資料

■ 具体例

- ・ 育休職員の給料30万円(主査級・30代半ば)
- ・ 4人で1月～5月(5か月間)をカバー

$$300,000円 \times 4\% = 12,000円$$
$$12,000円 \div 4人 \times 5月 = 15,000円$$

→ 6月支給の勤勉手当に加算

